

共済の資格を喪失した後は、組合員証等を使用できません！

短期給付係
(082)513-4957

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失した後、共済組合の組合員証・被扶養者証等は使用できません。資格喪失の手続きと併せて、組合員証等はすみやかに共済組合に返却してください。

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、**共済組合がいったん負担した医療費等を組合員の方から返還していただくこととなりますので、ご注意ください。**

就職して父の被扶養者ではなくなったけど、就職先から保険証がまだもらえないから、とりあえず共済の被扶養者証で受診しよう・・・

資格がないのに共済の保険証を使用して医療費の3割を払って受診した場合



共済組合が立て替えた医療費の7割部分は、上の図の⑤のとおり当支部に納入してもらった後、**本来の医療保険者に返還請求**することができますが、資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求する金額が高額になってしまいます。特に被扶養者資格については、被扶養者の収入状況等、要件を備えているかどうかを日々確認していただき、被扶養者資格が過去に遡って取り消しをされることがないように、ご注意ください。

活用しましょう！ジェネリック医薬品

短期給付係
(082)513-4957

自己負担額の軽減や医療費の節減につながります

ジェネリック医薬品とは？

病院などから処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。

新薬の特許期間が切れたあと、同じ有効成分を使用して製造された、同等の効果を持つ薬がジェネリック医薬品です。

なぜ低価格？



ジェネリック医薬品は新薬よりも開発費用などが少なく済むため、低価格で提供されており、新薬と比べて4～5割程度安くなっています。（それ以上安いものもあります。）したがって、花粉症などのアレルギー疾患や慢性的な病気の薬を服用する場合、ジェネリック医薬品を利用することによって薬代の節約効果は大きくなります。

効き目と安全性は？



ジェネリック医薬品を製造・販売するためには、先発医薬品と同様に薬事法に基づく国の承認が必要となります。この承認を得るためには、品質や有効性、安全性が先発医薬品と同等であることを証明しなければならず、医薬品メーカーにはそのための試験結果の提出が求められます。

国は、提出された試験結果をもとに厳格な審査を行い、先発医薬品と同等であると確認された場合にジェネリック医薬品として承認しています。

使用するためには？



ジェネリック医薬品を希望する場合、病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。

ただし、すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。また、先発医薬品と有効成分や効果などは変わらなくても、使用される添加物が異なることもあり、アレルギーなどがある場合は選択できないこともあります。